長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年3月20日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 轟 光 昌

同岡田荘史

同 寺澤和男

平成21平及	已怕外前盖里 刀		1				
	指摘事項	当初措置 (22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成23年度)	過去3年の措置状況(2) (平成24年度)	過去3年の措置状況(3) (平成25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ア)農地	【大字上ケ屋4】(報告書31ページ) 実地確認により占拠面積の実態を把握後売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を 行い、不法占拠状態か否かを確認する とともに過去の調査も行い、その結果に より耕作者への売却又は有償貸付を実 施する。		個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。		一部売買により取得したと主張する所有者がいるため、聴き取り調査及び関係書類調査。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ア)農地	【大蔵-1】(報告書34ページ) 耕作者を特定し、売却又は有償貸付すべきである。	耕作者を特定の上、撤去依頼するか、 売却又は有償貸付を実施する。	た。今後、占用者2名と交渉予定。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施中。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施中。	占用者と契約締結に向け交渉中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ア)農地	【大豆島土手外市有地】(報告書34ページ) ほとんどが畑として利用されている可能性が高い。境界を確定し、長野市所有の土地で畑として利用されている土地については、耕作者を特定し、売却若しくは賃貸借契約を締結すべきである。	今後、境界を確定し過去の経過を地 元区へ確認した上で、耕作者への売却 又は有償貸付を行う。地区名義の筆も 混在していることから、地元区とよく協議 しながら方針を決定する。		個別案件については、年度計画に基づき対応しており、本件については本年度未実施。		地元区長と現地状況等について調整中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【西三才】(報告書37ページ) 占有者を特定後有償貸付すべきである。	分譲地残地であることから区へ過去の経過を確認し、ゴミステーションとしての使用状況やすれ違いのための待避所としての必要性も確認の上、占用者への有償貸付も含めた今後の対応について検討する。	聞き込み調査の結果、占用者が判明し	平成24年11月、境界立会を実施し、 境界を確定。 現在、担当課で、待避所(車両のすれ 違い)としての必要性を確認中。	現在、待避所(車両のすれ違い)としての必要性を確認中。	市道敷地として監理課へ所管換えし、 ゴミステーションについては監理課で占 用許可済み。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【川中島町今井】(報告書37ページ) 民間企業の広大な駐車場用地のわずか一角を占める土地であり、協議の上売却すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を	公図等書類調査及び現地調査実施。 占用者と今後交渉予定。	占用者と交渉したところ、購入希望が あったことから、平成24年12月、境界立 会を実施し、境界を確定。 現在、売却手続き中。		平成26年6月、占用者に売却額を提示。現在、占用者側で購入か賃借かを 検討中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【大字桜】(報告書38ページ) 占有している者を特定し、その上で売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を 行い、不法占拠状態か否かを確認する とともに過去の調査も行い、その結果に より占用者への売却又は有償貸付を実 施する。		平成24年12月、境界立会を実施し、 境界の確定交渉中。	境界確定交渉中。	境界(民民境)について、地権者間で 確認中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【旧社地跡敷地(信更町田野口)】(報告書38ページ) 占有者は特定できており、協議の上売却又は有償貸付すべきである。	道路と石碑部分が一体となっているため、一部は道路敷として所管換え依頼を行う。残り(石碑)の部分は過去に地元から寄附された経過があることから地元区への譲与を検討する。		個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類の精査及び現地を調査し、境界確定協議中。	占用部分を占用者へ売却。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【駐車場敷地(桐原1丁目)】(報告書39ページ) 売却若しくは賃貸借契約を締結すべきである。	土地の権利を主張している用水組合 と交渉し、売却又は有償貸付等今後の 対応について検討する。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類の精査及び現地を調査した。 現在、過去の資料を精査中。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施中。	過去に境界立会破棄の経過あり。 関係書類及び現地調査を実施中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ウ)建物、構築物等	いる点。平成15年度調査により特定され、それまで公有財産台帳が無かったため、平成15年当時に揃えることができた資料以外その経緯を示す資料が存在していない。 昭和35年以降、現地がどのような状態であり、どのような経緯で上記家屋が建設されたのかが不明であるが、明確なことは市民負担の公平性を欠いていることである。平成15年調査後、問題の対応ができていない市有地の中でも最も問題の大きい市有地のひとつで、早急な対応が必要。		への聞き取り調査を行っている。	め、所有者である根拠を求めるととも に、真の所有権が長野市か用水組合 か、引き続き過去の文献調査を行って いる。	過去の関係書類を調査中。公図等関係書類の資料を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施中。	水利組合が所有権を主張。関係書類及び聴き取り調査実施中であり、根拠書類について協議中。	
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ウ)建物、構築物等	公設公民館であれば無償使用の根拠も存在するが、地区の任意で所有している公民館舎であり原則有償貸付が相当。 しかし、この土地は登記事項証明書によると昭和29年と40年に寄附により長野市が取得している。当該目的に使用する敷地提供のため長野市が寄附受納したのであれば同基準の「特定の公共的目的をもって寄附又は帰属された財産を住民自治団体等の公共的団体がその目的の用途に使用する場合」に	の条例第4条第1項第3号関係の②を 適用し、無償貸付も可能であると考え	づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施。 担当課へ道路敷として確認中。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施。 担当課へ道路敷として確認中。	市有地占拠の実態なし 区長・元区長等役員に聴き取りや、過去(S57年)の境界立会いの結果から、公民館は地元地権者からの寄附地に 建設している事が判明。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ウ)建物、構築物等	【大字南長野2】(報告書43ページ) 長野市の認識と土地使用者の認識が食い違っている。遅くとも平成16年の 現地調査の際に、店舗の敷地としての使用が報告された際に、事実関係を確 認し必要な対応をすべきであった。 早急に土地使用者と話し合いを行い、所有関係を明確にすべき。市有地で あることが確認されれば、有償賃貸契約を締結する(権利金についても検討) か、売却を行い、土地使用者の土地であることが確認されれば(詳細な調査と 検討が必要である)、所有関係に基づいた固定資産税の徴収を行うようにす べきである。	占有者との交渉内容の裏付けを確認 し、確認された事実に基づき対応する。		個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	境界立会い及び測量等を実施し、内容について精査中。	占用者へ売却。	管財課

	指摘事項	当初措置 (22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成23年度)	過去3年の措置状況(2) (平成24年度)	過去3年の措置状況(3) (平成25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (ウ)建物、構築物等	【麓原貸付地】(報告書44ページ) 現在の事実関係が不明である。再度現地調査をし、事実関係を明確にし、 不当に利用されているのであれば、売却又は賃貸借契約を締結すべきであ る。	今後、境界立会いにより位置の特定を	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年	公図等関係書類の精査及び現地を調		占用面積を確定し、使用者2名と賃貸借契約を締結。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (エ)その他	【旧国鉄宿舎入口敷地】(報告書46ページ) 売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を 行い、不法占拠状態か否かを確認する とともに過去の調査も行い、その結果に より占用者への売却又は有償貸付を実 施する。	公図等書類調査及び現地調査実施。	平成24年11月、境界立会を実施し、 境界を確定。境界確定後、占用者と売 却又は有償貸付について協議中。	占用者と有償貸付について協議中。	占用面積確定し、賃貸借契約を締 結。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (エ)その他	【岡田川河川改修用地代替処分残地】(報告書46ページ) 実地確認により占有面積の実態を把握後売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を 行い、不法占拠状態か否かを確認する とともに過去の調査も行い、その結果に より占用者への売却又は有償貸付を実 施する。	づき対応しており、本件については本年	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。		公図等関係書類の精査及び現地を調査し、現在、過去の資料を精査中。 (一部解消あり)	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (エ)その他	【淀ケ橋宅地】(報告書47ページ) 現状、個人の住宅の敷地として使用されていることが明らかであるのに放置されることは問題である。 至急立会し、境界を確定し、占有されている部分について売却若しくは賃貸借契約を締結すべきである。	平成11年の境界立会いは不成立で あったが、再度立会いを実施し、境界が 確定した段階で占用者への売却又は有 償貸付を実施する。	公図等書類調査及び現地調査実施。 現在、境界立会い準備中。	公図等関係書類を調査し、来年度境界立会い予定。 継続して、使用者と協議中。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施中。	境界立会実施に向け調整中。	管財課
(1)不法占拠等されている財産 (エ)その他	【宅地(大字風間)】(報告書48ページ) 立会を実施し、境界を明確にして、占有されている部分については売却若し くは賃貸借契約(有償)を締結すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を 行い、不法占拠状態か否かを確認する とともに過去の調査も行い、その結果に より占用者への売却又は有償貸付を実 施する。	づき対応しており、本件については本年	個別案件については、年度計画に基づき対応しており、本件については本年度未実施。		監理課で赤線を分筆保存登記したものと判明。所管を監理課とし、廃道路敷地として払下げる。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ア)農地	【若穂綿内13】(報告書50ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その 占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界 立会いや実地調査を実施し、占拠され ている事実が判明した場合は耕作者へ 売却又は有償貸付を実施する。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類の精査及び現地を調査した。今後、更に公図等関係書類について精査するとともに、隣接土地所有者等に聞き取り調査を実施する。	ともに、隣接土地所有者等に聞き取り調		管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (7)農地	【若穂綿内14】(報告書50ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その 占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。状 況からして隣接地のりんご農家への売却以外難しいと思われる。	過去の経過を確認するとともに、境界 立会いや実地調査を実施し、占拠され ている事実が判明した場合は耕作者へ 売却又は有償貸付を実施する。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類の精査及び現地を調査した。今後、更に公図等関係書類について精査するとともに、隣接土地所有者等に聞き取り調査を実施する。	ともに、隣接土地所有者等に聞き取り調		管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ア)農地	【旧沼地(松代町大室)】(報告書51ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その 占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや実地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は耕作者へ売却又は有償貸付を実施する。	個別案件については、年度計画に基づき対応しており、本件については本年度未実施。		平成26年2月、境界立会を実施。境界確定後、占用者と交渉していく。	境界立会により占用者が市有地と把握し、占用をやめたことにより不法占拠を解消。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (7)農地	【畑(川中島町今井)】(報告書53ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その 占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや実地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は耕作者へ売却又は有償貸付を実施する。	公図等書類調査及び現地調査実施。	昨年に引き続き公図等関係書類の精査及び現地を調査した。今後、隣接土地所有者等に閉き取り調査を実施するとともに、境界立会の準備を進める。	平成26年2月、境界立会を実施。境界確定後、占用者と交渉していく。	境界立会終了。 占用者と契約に向け協議中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (イク駐車場	【四本柳住宅分譲地残地】(報告書55ページ) 住宅分譲地残地でもあり、事実関係、利用状況、道路の部分を明確にして 駐車場として利用されている部分は賃貸借契約を締結すべきである。	昭和41年に当時の土地管理課が宅地 分譲を行ったものであるが、当時から自 治会(常会)が隣接住民へ駐車場として 貸付を行ってきた経過が確認された。今 後、自治会(常会)と協議の上、使用者 への売却又は有償貸付を実施する。 また、駐車場以外の市道敷地部分に ついては監理課への所管換えを行う。	づき対応しており、本件については本年	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類を精査し、聞き取り調査及び現地調査を実施。 担当課へ道路敷として確認中。	近隣住民に利用状況聴き取り実施。 関係書類調査中。 担当課へ道路敷として確認中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ウ)建物、構造物等	【大字西長野2】(報告書56ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その 占拠されている市有地の面積を把握後、売却すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界確定の上、占拠されている事実が判明した場合は、占用者への売却又は有償貸付を実施する。		平成23年10月境界立会実施。現在、境界確定協議中のため、境界確定後、売却手続きへ移行する。		占用者と賃貸借契約を締結。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ウ)建物、構造物等	占拠されている市有地の面積を把握後、売却すべきである。しかし、当該土	過去の経過を確認するとともに、境界確定の上、不法占拠が判明した場合は、占用者へ売却又は有償貸付を実施する。なお、過去の寄附経過次第では、寄附者への譲与も検討する。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	公図等関係書類について精査すると ともに、隣接土地所有者等に聞き取り調 査を行っている。		管財課

	指摘事項	当初措置 (22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成23年度)	過去3年の措置状況(2) (平成24年度)	過去3年の措置状況(3) (平成25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (か)建物、構造物等	占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界 立会いを行い、占拠されている事実が 判明した場合は占用者への売却又は 有償貸付を実施する。	公図等書類調査及び現地調査実施。 占用者から貸付希望有。現在、貸付の ための境界確定作業実施中。	公図等書類調査及び現地調査実施。 占用者から貸付希望有。現在、貸付の ための境界確定作業実施中。		境界確定し占用者(農協)と交渉中。 隣接支所敷地一部に農協所有地があり、この契約を含め七二会支所において交渉中。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (エ)その他	占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界 立会いを行い、占拠されている事実が 判明した場合は占用者への売却又は 有償貸付を実施する。	度未実施。	個別案件については、年度計画に基 づき対応しており、本件については本年 度未実施。	料調査を実施。	不法占拠実態なし。 調査の結果、自販機は民地側に設置し てあると判明。	管財課
2 公有財産に関する個別問題(3) 寄附受納に疑問がある財産	使用貸借契約の貸主が土地を長野市に寄附した場合、借地契約(建物所有を目的とする賃貸借契約)とは異なり、従前の使用貸借契約は長野市と借主との間に当然には承継されず、長野市との契約が必要になる。そもそも寄附受納する土地の面積の半分以上を無償で貸与しなければならない土地であれば寄附受納することが適切かどうかも疑問が残る。 貸付の経過を確認し、企業への貸付を有償貸付契約にすべきである。	寄附受納した経過を確認の上、占用者への売却又は有償貸付を実施する。 経過次第では、寄附者への譲与も検討する。	合の関係者へ事情聴取予定。	境界を確定。占用者と交渉したところ、 購入希望があったことから、売却手続き 準備中。	売却手続中。	売却に向け、一部境界立会の必要性が生じたため、実施に向け調整中。	
2 公有財産に関する個別問題 (4) 長野市財務規則準拠に関 する問題点 (4) 第141条(境界の確定)に規 定する境界確定の未実施	【大字鶴賀1】(報告書73ページ) 被占拠状態である可能性があり、未調査状態が長年続くことは問題が大き いため、早急な調査をすべきである。	寄附受納した経過を確認の上、境界確認を行い、占用者への売却又は有償貸付を行う。経過次第では、寄附者への譲与も検討する。	度未実施。		査を行っている。	取り調査、及び書類調査実施。	
2 公有財産に関する個別問題 (4) 長野市財務規則準拠に関する問題点 ④第141条(境界の確定)に規定する境界確定の未実施	【旧大岡村未調査財産①、③、⑤、⑥、⑧】(報告書74ページ) 下記のついては対応が必要である。 ・市有地が未登記の可能性があるもの(①)。	た。 指摘された敷地の未登記の理由については、調査中であり、現在相続が発生している。よって相続後、地権者と折衝し、分筆を行い、所有権を長野市に移転する。	転する。	であり、全員の寄附の意向をとった後、 分筆業務を行い、所有権を長野市に移 転する。寄附意向の確認は残り1名と折 衝中。	であり、全員の寄附の意向をとった後、 分筆業務を行い、所有権を長野市に移 転する。寄附意向の確認は残り1名と折 衝中。	月)。 相続人からは寄附の意向をあり。 現場が急傾斜なため法務局とも相談 し、残地測量で道路部分の測量を行う 予定。	監理課
2 公有財産に関する個別問題(8)不法投棄	【大字稲葉1】(報告書81ページ) 投棄物の撤去指示よりもこの市有地を車両修理工場に売却した方が実態から鑑みて適当である。	平成15年の財産調査により判明した 土地であることから、経過は不明であ る。現地再調査の上、占用者へ売却又 は有償貸付することとしたいが、投棄物 が郵政省側に存在する可能性もあるこ とから、売却交渉の前に境界確定が必 要である。	公図等書類調査及び現地調査実施。	公図等関係書類の精査及び現地を調査した。今後、隣接土地所有者等に聞き取り調査を実施する。	及び現地を調査中。	占用者が占拠物(タイヤ・倉庫等)撤去し、不法占拠を解消。	管財課
項 2 無償貸付・低額貸付に関する 問題点 (2)宗教施設として認定される 可能性が高い設置物が設置さ れている市有地の無償貸付	土地を無償で貸付けているのは問題である。宗教施設と認定される可能性のある設置物が設置されている土地を神社に売却したり、有償賃貸にしたり、公園の部分と宗教施設が設置されている部分を交換するなどして、市有地が宗教施設と認定される可能性のある設置物の用地として無償で貸付けられている状態を解消する必要がある。なお、神社に対して譲渡する場合や有償賃貸にする場合は、神社から無償で賃貸している土地について有償賃貸に改める必要がある。	状況等を参考にしながら慎重に対応していく。	づき対応しており、本件については本年 度未実施。	境界立会を実施し、境界を確定。 現在、登記手続き中。		土地交換について占用者と、交換面積・交換時期を協議し、分筆登記に向け調整中。	管財課
問題点 (2)宗教施設として認定される 可能性が高い設置物が設置さ れている市有地の無償貸付		速やかに個々の事例について現地調査や関係者への聞き取りを行い、過去の経過等を明らかにする。処分方法については、裁判所の判決や他市町村の状況等を参考にしながら慎重に対応していく。	く、寺の住職より購入希望があったこと から、現在売却のための境界立会い準 備中。	平成24年11月、境界立会を実施し、 境界の確定交渉中。	境界確定協議中。	売却について関係者と調整中。	管財課
問題点 (2)宗教施設として認定される 可能性が高い設置物が設置さ れている市有地の無償貸付	実行する必要がある。 宗教的な行事が行われているかは不明であるが、鳥居(神社名は書かれていない)、祠が設置されており、設置物から宗教施設の外観を有している。 設置物の移設が困難であるのならば、状況に応じて地元区に対して売却するか有償賃貸する必要がある。		づき対応しており、本件については本年 度未実施。		ともに、隣接土地所有者等に聞き取り調査を行っている。	有償貸付について地元区と調整中。	管財課
3 その他の普通財産貸付に関する問題点 (2)分譲団地残地の駐車場	【若槻団地残地、大豆島東団地残地】(報告書112ページ) 平成13年10月に公表された平成12年度の包括外部監査の結果に対する措置で、小規模土地の管理の基準を平成13年度中に策定とあるにもかかわらず、いまだに基準が策定されていないのは問題である。 また若槻団地及び大豆島東団地残地については賃貸契約を締結していない。契約を締結する必要がある。	また若槻団地及び大豆島東団地残地の賃貸借契約については、現地及び経	大豆島東団地残地については、現在	に含めるため策定を取り止めた。 大豆島東団地残地については、現在	現在の無償使用状態を改善すべく、 使用者と契約締結に向け交渉中。	地元区と契約締結に向け交渉中。	管財課

指摘事項		当初措置 (22年度)	過去3年の措置状況(1) (平成23年度)	過去3年の措置状況(2) (平成24年度)	過去3年の措置状況(3) (平成25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
3 その他の普通財産貸付に関する問題点 (4)市有地の一部貸付について	【善光寺北交換地】(報告書118ページ) 両市有地ともに、貸付面積が実態と異なっていることが明らかである。賃貸借契約を実態に合わせて見直し、賃料を適切に設定すべきである。	貸付物件2箇所の内、1箇所については、現地実測により貸付部分の使用に留まっていることが確認された。もう1箇所については、実態に即した貸付面積とすべく現在手続き中。	貸付先と実態に即した貸付面積とすべく、現在交渉中。	貸付者に聞き取りした結果、当該地は 当初貸付者の所有地あったが、理由が 不明のまま市有地になっているとのこと であるため、当該地の取得経過等を調 査中。	当該地の取得経過等を調査中。	貸付面積相違のため、貸付者と協議中。	管財課
3 その他の普通財産貸付に関する問題点 (7)使用貸借契約の未締結 (報告書121ページ)	市有地を地区が使用しているが、地区との契約がないものが散見される。管理責任を明確にするため、契約を締結すべきである。	主に平成15年以降の財産調査により 把握した財産であり、未契約である原因 は不明であるが、現地等を確認の上、 地区と協議の上契約を締結する。	指摘案件4件中2件は年度計画に基づき本年度貸付契約手続き中。残りの2件は、来年度以降契約締結予定。	指摘案件4件中2件は、貸付契約済。 残りの2件は、現在の無償使用状態を 改善すべく、使用者と契約締結に向け 交渉中。	公図等関係書類について再調査する とともに、隣接土地所有者等に聞き取り 調査を行っている。	残り2件中、1件は地元区と契約済み。 残り1件は地元区(大岡中牧)と協議 中。	管財課
1 低・未利用地の状況把握について (5)包括外部監査人が把握した 未利用財産	【綿内地区スキー場外】(報告書150ページ) スキー場として利用されていないため契約を解除すべきである。	今後の利用予定が無いことを地元区 へ確認し、現在契約解除手続き中であ る。	原状回復(小屋解体)後、契約解除予定。	既存小屋を解体し、原状回復を契約者へ要請中。	地区内で既存小屋を解体後、契約解除の方向で協議中。	地元区と合意解約。 (県砂防工事箇所となり建設事務所が 既存の小屋を解体撤去)	管財課
2 有効利用のための取組み (2)未利用地等有効活用検討 委員会に関する問題点 (報告書155ページ)	検討委員会への付議が望まれる財産について、網羅的な候補のデータがない。委員会への付議に際してデータベースから条件に合致する財産を抽出し、委員会への付議の網羅性を確保する仕組みはない。ただし、用途廃止等予定物件調査により新規の物件を委員会に諮る仕組みはある。未利用地等有効活用検討委員会への付議は強制ではなく留保しておきたければ委員会に付議しないことも可能である。市の未利用地等有効活用検討委員会運営基準を満たす財産については例外なく未利用地等有効活用検討委員会に付議して有効活用について検討することが望ましく、そのための仕組みを構築する必要がある。未利用地等有効活用検討委員会は長野市の未利用地有効活用のための施策の中核に位置するものである。したがって、要件を充足する未利用地は網羅的に委員会で検討されることが望まれる。現状では上程された財産について検討しているというのが実情である。要件を充足した財産については網羅的に委員会に上程される仕組みを構築する必要がある。また、未利用地等有効活用検討委員会の運営基準の対象土地等の基準で、「ただし、土地の形状、周辺状況等により利用が隣接者に限定されるものや施設等の利用ができないものは除く。」と規定されている。隣接者に限定されるものについては不法占有の可能性もあり、未利用地等有効活用検討委員会に付議しない場合は別途、隣接者への売却や貸付契約の締結を進めるなどの措置が必要である。	を満たす財産は漏れなく委員会へ上げるよう周知しているところである。その際管財課において網羅的に委員会へ上げるべきかの判断を行うことは困難であるため、その最終的な判断は財産を管理している各所属で行っているものである。そのため現状委員会での検討が必要な財産は提出されているものと考えているが、今後更に網羅性を高める方法を検討していく。現在、利用が隣接者に限定される土地のうち狭小地の場合はその隣接者へ随意契約で売却を行っている。これ以外の土地については原則一般競争入札により売却を行うこととなるが、今後、	本年度、「長野市農政・財政GIS 公有 財産サブシステム」が稼動したことから、 公有財産台帳のデータを利用して、更 に網羅性を高める方法を検討中。	昨年度に引き続き、「長野市農政・財政GIS 公有財産サブシステム」が稼動したことから、公有財産台帳のデータを利用して、更に網羅性を高める方法を検討中。	公有財産サブシステムのデータベースから全ての普通財産を抽出し、貸付等の運用状況を調査することで、網羅性を高める方法を計画している。平成26年度の実施に向けて準備をしている。	公有財産サブシステムのデータベースから全ての行政財産及び普通財産を抽出し、検討対象要件を充足する未利用地が無いか確認を行った。その上で、行政財産については、設置の目的どおり使用されているか施設の所管課に対し再調査を行い、普通財産については、貸付等の運用状況や実態調査を実施した。この調査の結果を財産分類等公有財産台帳に反映し、未利用財産については管財課で適正に管理が行われるように改善し、当初の措置とあわせて、指摘に対する対応を完了した。	管財課
2 上下水道局 (報告書159ページ)	・長野市の所有であるにもかかわらず所有権移転登記がなされていない財産 (①、③、④)について所有権移転登記を行う必要がある。 ・借入土地であるが使用貸借契約書が保管されていないもの(②、⑤)について契約書を適切に保管しておく必要がある。	浄水場については未登記解消済み。③ 上野第2水源については継続措置。④ 川下浄水場については当該土地の所 有権移転状況が複雑化しており、未登 記解消が困難。 ・借入土地で使用貸借契約が未契約と なっている2件のうち、②越水第2減圧 弁槽については、所有者と使用貸借契	浄水場については未登記解消済み。③ 上野第2水源については継続措置。④ 川下浄水場については当該土地の所 有権移転状況が複雑化しており、未登 記解消が困難。 ・借入土地で使用貸借契約が未契約と なっている2件のうち、②越水第2減圧 弁槽については、所有者と使用貸借契	浄水場については未登記解消済み。③ 上野第2水源については継続措置。④ 川下浄水場については当該土地の所 有権移転状況が複雑化しており、未登 記解消が困難。 ・借入土地で使用貸借契約が未契約と なっていた2件、②越水第2減圧弁槽及	浄水場については未登記解消済み。③ 上野第2水源については継続措置。④ 川下浄水場については当該土地の所 有権移転状況が複雑化しており、未登 記解消が困難。 ・借入土地で使用貸借契約が未契約と なっていた2件、②越水第2減圧弁槽及 び⑤宝光社第2水源については、所有		総務課